

平成10年度悪臭防止法施行状況調査について

平成11年12月14日

環境庁は、全国の地方公共団体の報告に基づき、平成10年度の悪臭苦情、悪臭規制等の状況を取りまとめた。その概要は以下のとおりである。

(1) 悪臭苦情の状況

平成10年度の悪臭苦情件数は20,092件で、平成9年度に比べて5,538件(38.1%)増加した。これは、野焼きに係る苦情の大幅な増加(前年度1,041件→5,881件)と小型焼却炉での焼却に対する苦情が増えたこと等がその要因となっている。苦情の発生源別内訳をみると、前年度に引き続き「サービス業・その他」が最も多く、次いで「その他の工場」、「個人住宅・アパート・寮」の順になっている。

(2) 悪臭規制等の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成10年度末現在、全国の市区町村の52.5%に当たる1,719市区町村(前年度比11市町村の増)であった。

これらの規制地域内において平成10年度には立入検査が4,855件(前年度3,712件)、報告の徴収が658件(同640件)、測定が148件(同129件)行われ、前年度に比べかなり増加した。また、測定の結果、規制基準を超えていたものは26件(同22件)であり、法に基づく改善勧告が1件(同3件)行われた。これらの措置のほか行政指導が7,174件(同5,744件)行われた。

環境庁としては、今後とも、悪臭防止法に基づく悪臭防止対策の推進を積極的に図っていく。

1. 調査の目的

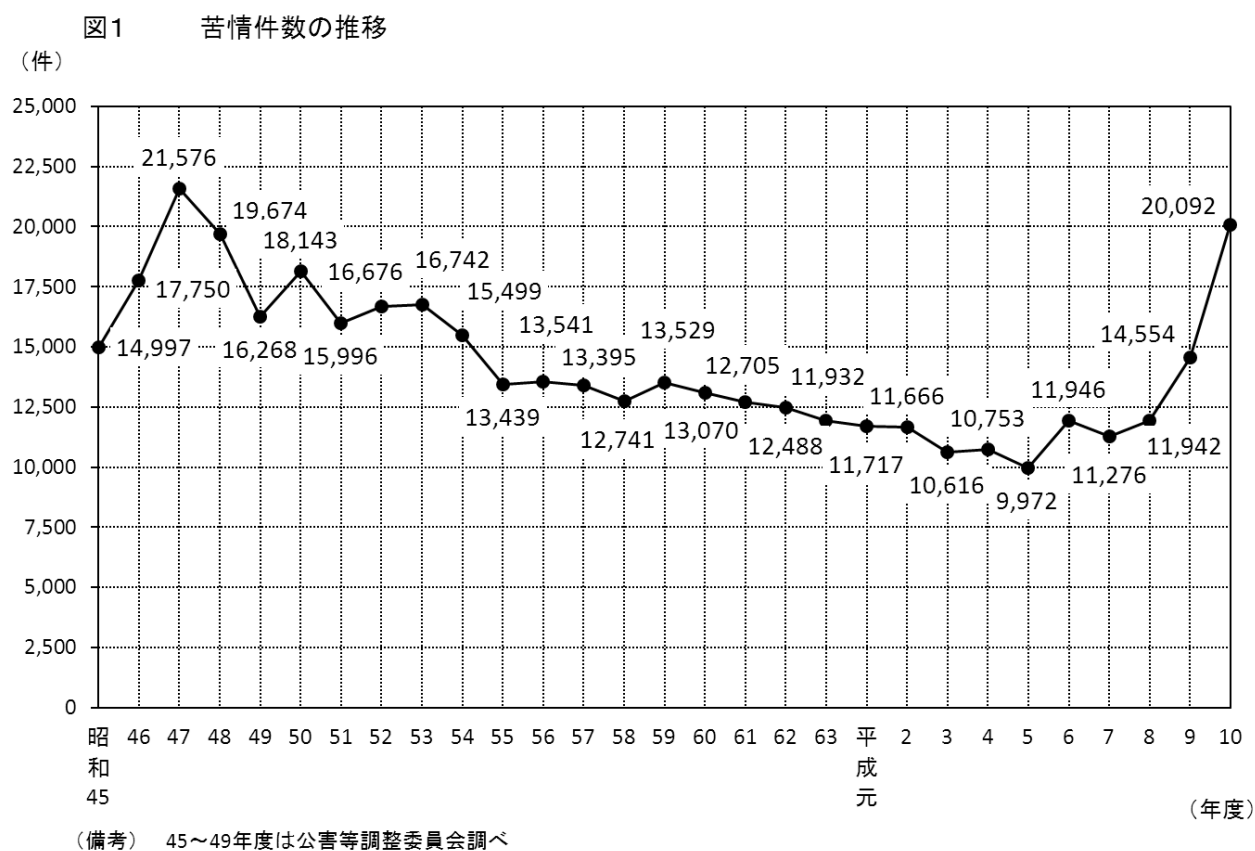
本調査は、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、環境庁が毎年度全国の都道府県、指定都市及び中核市に対して、悪臭苦情の状況、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめているものである。

2. 調査結果

(1) 悪臭苦情の状況

[1] 苦情件数の推移

悪臭に係る苦情件数は昭和 47 年度をピークに概ね減少傾向にあったが、ここ数年は増加傾向にある。平成 10 年度は 20,092 件で、平成 9 年度に比べて 5,538 件 (38.1%) 増加した (図 1)。これは、野焼きに係る苦情の大幅な増加と小型焼却炉での焼却に対する苦情が増えたこと等がその要因となっている。



[2] 都道府県別の苦情件数

平成 10 年度の苦情件数を都道府県別にみると、苦情件数の多い都道府県は例年とほぼ同じで、東京都、愛知県、埼玉県、神奈川県、大阪府、の順になっており、これら上位 5 都府県で、総苦情件数の 40 % 以上を占めている (表 1)。

また、苦情件数を平成 9 年度と比較すると、47 都道府県中 40 都道府県で増加しており、平成 10 年度の苦情件数の増加は全国的なものであるといえる (表 2)。

表1 都道府県別苦情件数・対前年度苦情増加件数
(上位5都道府県)

| 順位 | 都道府県 | 苦情件数 | 順位 | 都道府県 | 苦情増加件数 |
|---------|------|--------|---------|------|--------|
| 1 | 東京都 | 2,351 | 1 | 埼玉県 | 643 |
| 2 | 愛知県 | 1,807 | 2 | 東京都 | 626 |
| 3 | 埼玉県 | 1,605 | 3 | 愛知県 | 441 |
| 4 | 神奈川県 | 1,386 | 4 | 福岡県 | 440 |
| 5 | 大阪府 | 1,215 | 5 | 神奈川県 | 310 |
| 上位5都府県計 | | 8,364 | 上位5都府県計 | | 2,460 |
| 全国計 | | 20,092 | 全国計 | | 5,538 |

| 都道府県名 | H10 | H9 | H10-H9 | (%) | 都道府県名 | H10 | H9 | H10-H9 | (%) |
|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 北海道 | 268 | 265 | 3 | 1.1% | 滋賀県 | 238 | 153 | 85 | 55.6% |
| 青森県 | 173 | 201 | -28 | -13.9% | 京都府 | 593 | 402 | 191 | 47.5% |
| 岩手県 | 131 | 124 | 7 | 5.6% | 大阪府 | 1,215 | 1,006 | 209 | 20.8% |
| 宮城県 | 304 | 245 | 59 | 24.1% | 兵庫県 | 723 | 515 | 208 | 40.4% |
| 秋田県 | 152 | 105 | 47 | 44.8% | 奈良県 | 150 | 178 | -28 | -15.7% |
| 山形県 | 238 | 179 | 59 | 33.0% | 和歌山県 | 89 | 114 | -25 | -21.9% |
| 福島県 | 225 | 171 | 54 | 31.6% | 鳥取県 | 29 | 29 | 0 | 0.0% |
| 茨城県 | 568 | 364 | 204 | 56.0% | 島根県 | 64 | 56 | 8 | 14.3% |
| 栃木県 | 325 | 185 | 140 | 75.7% | 岡山県 | 225 | 95 | 130 | 136.8% |
| 群馬県 | 250 | 168 | 82 | 48.8% | 広島県 | 364 | 177 | 187 | 105.6% |
| 埼玉県 | 1,605 | 962 | 643 | 66.8% | 山口県 | 181 | 134 | 47 | 35.1% |
| 千葉県 | 884 | 765 | 119 | 15.6% | 徳島県 | 86 | 97 | -11 | -11.3% |
| 東京都 | 2,351 | 1,725 | 626 | 36.3% | 香川県 | 92 | 60 | 32 | 53.3% |
| 神奈川県 | 1,386 | 1,076 | 310 | 28.8% | 愛媛県 | 264 | 190 | 74 | 38.9% |
| 新潟県 | 238 | 180 | 58 | 32.2% | 高知県 | 167 | 132 | 35 | 26.5% |
| 富山県 | 30 | 41 | -11 | -26.8% | 福岡県 | 1,095 | 655 | 440 | 67.2% |
| 石川県 | 149 | 79 | 70 | 88.6% | 佐賀県 | 47 | 32 | 15 | 46.9% |
| 福井県 | 96 | 40 | 56 | 140.0% | 長崎県 | 228 | 88 | 140 | 159.1% |
| 山梨県 | 105 | 93 | 12 | 12.9% | 熊本県 | 144 | 113 | 31 | 27.4% |
| 長野県 | 416 | 264 | 152 | 57.6% | 大分県 | 313 | 239 | 74 | 31.0% |
| 岐阜県 | 360 | 170 | 190 | 111.8% | 宮崎県 | 221 | 263 | -42 | -16.0% |
| 静岡県 | 531 | 331 | 200 | 60.4% | 鹿児島県 | 321 | 270 | 51 | 18.9% |
| 愛知県 | 1,807 | 1,366 | 441 | 32.3% | 沖縄県 | 200 | 175 | 25 | 14.3% |
| 三重県 | 451 | 282 | 169 | 59.9% | 合計 | 20,092 | 14,554 | 5,538 | 38.1% |

これに対し、苦情件数が減少したのは6県であった。

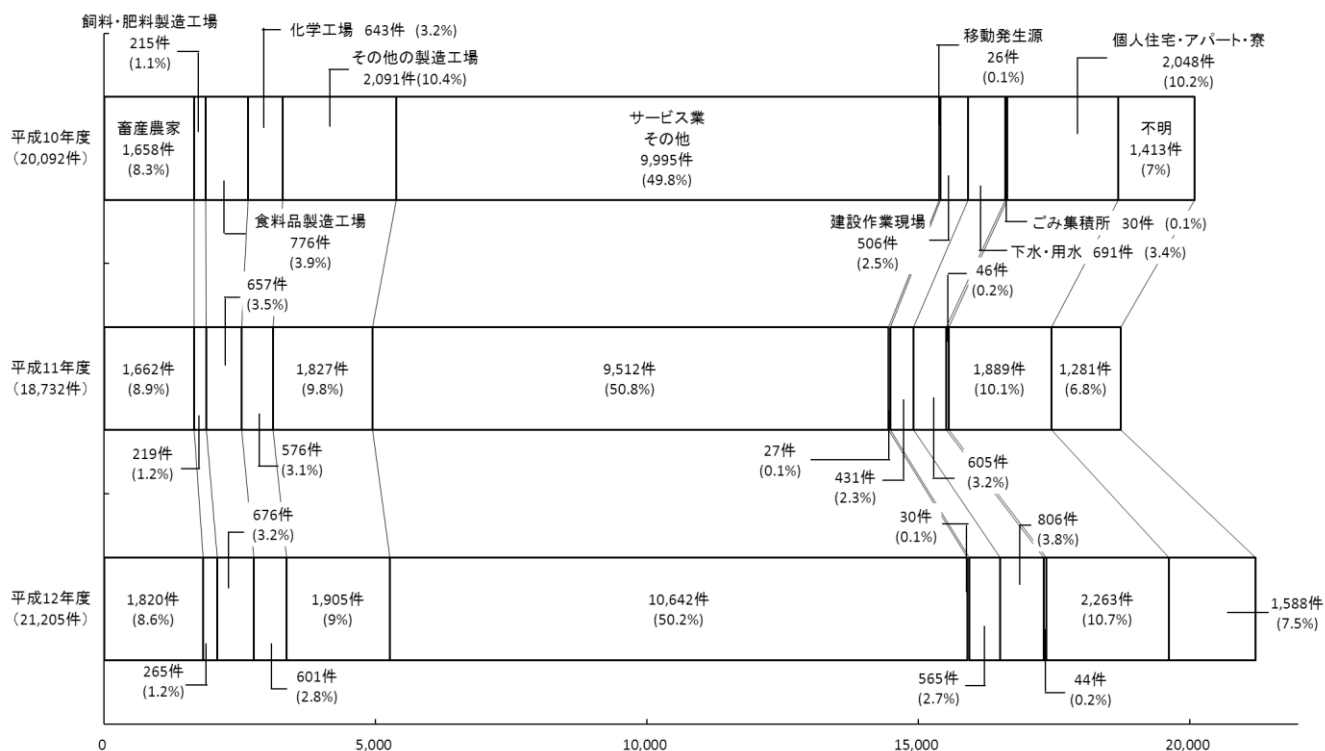
[3] 発生源別の苦情件数

平成10年度の苦情件数を発生源別にみると、飲食店や自動車修理工場等の「サービス業・その他」が最も多く、9,995件で全体の49.8%を占め、第2位は木工工場や塗装工場等の「その他の製造工場」の2,091件(10.4%)、第3位は「個人住宅・アパート・寮」の2,048件(10.2%)であった。「サービス業・その他」は昨年度に比べ苦情件数が大幅に増加しているが、「サービス業・その他」には野焼きに起因するものが含まれており、増加分のほとんどは野焼きに係る苦情が増加したことによる。また、製造工場全体の苦情件数は3,725件(18.6%)であった(図2)。

前年度との比較では、「畜産農業」が 3.8 ポイントの減少となっているのに対し、「サービス業・その他」は 15.7 ポイント増加している。この傾向は、ここ数年同様のものである。

なお、野焼きに係る悪臭苦情が今年度は 5,881 件と昨年度（1,041 件）に比べ大幅に増加していることをうけ、その発生源について調べたところ、資材置場（1,004 件）、個人住宅等でのゴミ焼き（937 件）、建設作業現場（417 件）、農地（273 件）、木工工場（227 件）が目立った。

図 2 発生別苦情件数の推移



[4] 規制対象とそれ以外の苦情件数の比較

平成 10 年度の総苦情件数 20,092 件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは約 6 割の 12,206 件（60.8%）であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情（3,172 件、15.8%）及び「一般住宅・アパート・寮」、「下水・用水」など非規制対象の発生源に対する苦情（4,714 件、23.4%）が残りを含んでいる（表 3）。

(2) 悪臭規制等の状況

[1] 規制地域の指定状況

悪臭防止法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成10年度末現在、1,719 市区町村（前年度末 1,708 市区町村）で、全国の市区町村数の 52.5 %に当たる（表4）。

[2] 悪臭防止法に基づく規制措置等の状況

平成10年度中に、規制地域内で悪臭防止法に基づく措置等を行った件数は、表5のとおりである。

平成10年度に行われた立入検査は 4,855 件（前年度 3,712 件）、報告の徴収は 658 件（同 640 件）、測定は 148 件（同 129 件）と前年度に比べかなり増加した。また、測定の結果、規制基準を超えていたものは 26 件（同 22 件）であり、法に基づく改善勧告は 1 件（同 3 件）行われた。

これらの措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が 7,174 件（同 5,744 件）行われた。

表3 規制対象・非規制対象別苦情件数

| | 発生源別 | 規制地域 | |
|---------------------------------|-------|---------|---------|
| | | 内 | 外 |
| 工場・事業 に対する 苦情 | 畜産農業 | 851 | 807 |
| | 製造工場 | | |
| | 関係の計 | 3,208 | 517 |
| | サービス業 | | |
| | ・その他 | 8,147 | 1,848 |
| | 小計 | 12,206 | 3,172 |
| | (%) | (60.8%) | (15.8%) |
| 非規制 対象の 発生源 に対する 苦情 | 移動発生源 | 24 | 2 |
| | 建設作業 | | |
| | 現場 | 481 | 25 |
| | 下水・用水 | 621 | 70 |
| | ごみ集積場 | 27 | 3 |
| | 住宅・寮等 | 1,729 | 319 |
| | 不明 | 1,307 | 106 |
| | 小計 | 4,189 | 525 |
| | (%) | (20.8%) | (2.6%) |
| | 合計 | 16,395 | 3,697 |
| | (%) | (81.6%) | (18.4%) |

注) %は総苦情件数14,554件に対する割合

表4 規制地域の指定状況

| 市区町村数 | 規制地域を有する 市区町村数 |
|-------|-------------------|
| 市 | 630 (91.0%) |
| 区 | 23 (100.0%) |
| 町 | 936 (46.9%) |
| 村 | 130 (22.9%) |
| 計 | 1,719 (52.5%) |

表5 悪臭防止法に基づく措置等の状況

| 行政措置等 | (単位: 件) | |
|-----------|---------|-------|
| | 平成10年度 | 平成9年度 |
| 立入検査 | 4,855 | 3,712 |
| 報告の徴収 | 658 | 640 |
| 測定 | 148 | 129 |
| (うち、基準超過) | 26 | 22 |
| 改善勧告 | 1 | 3 |
| 改善命令 | 0 | 0 |
| 行政指導 | 7,174 | 5,744 |

(3) 臭気判定士の状況

平成8年に創設された臭気判定士の数は年々増加しており、平成10年度の臭気判定士免状の取得者数は208名で、平成10年度末現在の臭気判定士免状の取得者は1,400名になっている。

(4) 悪臭対策関連の条例・指導要綱等の状況

悪臭防止法に基づく規制基準の他に、条例・要綱等により規制基準や管理基準等を設けて悪臭対策を行っている地方公共団体は、条例が38都県市、指導要綱等が37都道県市ある。

このうち、嗅覚測定法による規制基準又は指導基準を設定している地方公共団体は、条例が11都県市、要綱等が37道県市である。